平成２６年（フ）第２１５号
島根県松江市馬潟町37番地１レオネクストウェルトップⅡ104号、申立時の住所広島市東区牛田新町３丁目39番２―201号
破産者　中塩　秀樹
１　決定年月日　平成27年１月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４２９号
北九州市戸畑区千防３丁目３番29号
破産者　大濵　慶子
１　決定年月日　平成27年１月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１６１号
広島県山県郡北広島町新庄3030番地２
破産者　林　　久子
１　決定年月日　平成27年１月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６２号
広島市安佐南区高取南３丁目30番13号
破産者　須惠真由美
１　決定年月日　平成27年１月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４２号
高知市神田1049番地１
破産者　刈谷　恭子
１　決定年月日　平成27年１月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２４号
大分県国東市国東町富来浦1522番地
破産者　田口　幸亮
１　決定年月日　平成27年１月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２６年（フ）第１４０６号
大阪市生野区巽東１丁目１番38号　ＪＴＢマンション406号
破産者　北御門眞由美（旧姓谷岡）
１　決定年月日　平成27年１月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８９７号
大阪市此花区西島４丁目１番16―403号
破産者　後藤　敏江
１　決定年月日　平成27年１月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１５号
奈良県天理市東井戸堂町450番地３　雅パートⅠ305号室、開始決定時の住所奈良県天理市富堂町145番地15
破産者　荒川清美こと　荒川　清美
１　決定年月日　平成27年１月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第４７号
札幌市中央区北12条西15丁目２番13号　ロイヤルハイツ桑園111号
破産者　阿部　宜憲
１　決定年月日　平成27年１月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０４号
盛岡市山岸２丁目４番19―303号、開始決定時の住所岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第10地割85番地４
破産者　村松　順子
１　決定年月日　平成27年１月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第５０８号
さいたま市浦和区元町１丁目15番15―５号、破産手続開始時の住所さいたま市南区太田窪２丁目９番22号　ハイム朋智203号
破産者　南波　岳大
１　決定年月日　平成27年１月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８８号
静岡市葵区西千代田町11番25号、開始決定時の住所静岡市駿河区馬渕３丁目20番25号
破産者　栗坂　静夫
１　決定年月日　平成27年１月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８９号
静岡市葵区西千代田町11番25号、開始決定時の住所静岡市駿河区馬渕３丁目20番25号
破産者　栗坂美恵子
１　決定年月日　平成27年１月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６８号
兵庫県明石市明南町２丁目13番20号　コーポ輝203号、開始決定時の住所兵庫県明石市魚住町西岡2108番地
破産者　濵田勇三郎
１　決定年月日　平成27年１月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第３７０号
広島市安佐南区祇園１丁目38番12―103号
破産者　安田　　正
１　決定年月日　平成27年１月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０８号
山口県宇部市若松町３番54号、申立時の住所山口県宇部市開六丁目15番３号
破産者　山城　伸恵
１　決定年月日　平成27年１月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部